

Title	オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題(三・完)
Sub Title	Australian Historical Development and Contemporary Problem (3, End)
Author	関根, 政美(Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.1 (1983. 1) ,p.34- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830128-0034">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830128-0034</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# オーストラリアの歴史的發展と現代の諸問題（三・完）

## 関根政美

- 〔一〕はじめに——本研究の目的
- 〔二〕模索期のオーストラリア植民地（一七八八年—一八三〇年代）……以上第一回〔第五五卷第一一號〕
- 〔三〕發展期の植民地（一八三〇年代—一八九〇年代）
- 〔四〕保護・防衛期のオーストラリア（一八九〇年代—一九六〇年代）……以上第二回〔第五五卷第二一號〕
- 〔五〕新たななる模索期（一九六〇年代——）
- 〔六〕あとがき——オーストラリアの課題……以上第三回・完〔本号〕

### 〔五〕新たななる模索期（一九六〇年代——）

（一）保護・防衛諸政策の矛盾過程

オーストラリアが異常なまでの長期的好況期を続けている一九世紀後半、他方ではオーストラリアが達成しつつあつた高

生活水準を維持するための政策がすでに準備され始めた。一九世紀最後の十年間を襲つた大不況が、これら二〇世紀、最初の数十年を彩つた保護・防衛的諸政策等を活性化させた。連邦結成がその一つの指標であるとともに、その政策の全オーストラリア的統一化が押し進められたのである。これらの諸政策に守られつつオーストラリアの産業・経済は順調に発達していつた(第5-1表)。しかし、そのオーストラリアも、今日、次なる発展を求めるためには、新しい諸政策が要請されるようになってきた。その傾向は、戦後の経済発展の過程の中から生まれ、旧来の諸政策の見直しあるいは廃棄を促すものであつた。そのような過程に至る変化についてまず考察してみたいと思う。

オーストラリアの戦後の経済・社会発展を支えたのは、保護・防衛的諸政策以外には、一九四七年から開始された積極的な移民の導入と新たにアメリカを加えたアングロ・サクソン系の外資導入であつたといえるだろう(第5-2表コラム⑥)。大量移民導入政策が実施された理由は以下の通りである。(一)第二次世界大戦中、日本の攻撃を受けて、人口の少なさが防衛上の致命的欠点だということを確認し得たこと、白人による内陸部の開発とともに大陸北部側からの攻撃に備えて人口を分散させることの必要性から人口増加が急務とされた。(二)一九三〇年代よりオーストラリア人の出生率が下降し労働力不足が懸念されたこと(第5-2表コラム②)。(三)移民増は労働力の増加とともに資本をもたらし、オーストラリア国内市場の拡大を可能とさせるので結果的には経済成長を容易にする、といつたことからである(Birrell & Birrell [1961] pp. 44-48)。年率パーセントの人口増を移民によつてまかなおうとするこの移民計画は、年間七万人を移住させることになつていた(ADIC [1977] pp. 2-3)。当然のことながら、この時点では白豪主義によつてアジア・アフリカ人等有色人種は移民計画の中に含まれてはいなかつた(一九〇一年からの長期的にみた移民者の内訳は第5-3・4表に示されている)。

しかし大きな問題がその過程で生じた。すなわち、オーストラリアは戦後、経済的にも軍事的にも英国より離れ米国にその多くを依存するようになるとともに、日本を含めたアジア諸国、とくに極東・東南アジアとの関連を深めるようになって

第5—1表 製造工業生産伸率、1901—1957

	1957 (1901=100)	年平均伸率 (%)
オーストラリア	1,006	4.2
フランス	356	2.3
西ドイツ (ザールを除く)	505	2.9
英 国	371	2.4
アメリカ合衆国	903	4.0
カナダ*	968	4.0
アルゼンチン*	1,217	4.4

\* カナダ、アルゼンチン、1899=100  
資料出所：C. Forster [1970] p. 126.

第5—2表 産業・人口・労働力・生産性及び資本流入・貿易収支 (1861—1975/76)

	(年間伸率%)				(総額 \$ m)——					
	1) 実質国内総 生産 GDP (1959/60価格)	2) 人口			3) 労働 力	4) 国民 人当り の GDP	5) 労働者 人当りの GDP	6) 資本 流入 \$ m	7) 貿易 収支 \$ m	
		自然増	移民	合計						
1861—70	5.2	2.7	1.2	3.9	%	1.3	%	9	5	
1871—80	5.6	2.1	1.0	3.1		2.5		14	4	
1881—90	4.3	2.1	1.5	3.6		0.7		34	17	
1890—1900	1.4	1.7	0.1	1.8		-0.4		12	-13	
1900/01—1910/11	4.1	1.5	0.1	1.6	2.3	2.5	1.7	-4	-34	
1910/11—1913/14	3.6	1.7	1.3	3.0	4.0	2.8	-0.4	17	-13	
1913/14—1918/19	-1.8	1.5	—	1.5	0.9	-3.3	-2.7	57	17	
1919/20—1927/28	3.4	1.4	0.7	2.1	2.4	1.3	1.4	49	-15	
1928/29—1931/32	-3.1	1.0	—	1.0	-4.8	-4.1	1.8	69	-15	
1932/33—1938/39	3.4	0.8	0.1	0.9	3.3	2.6	0.1	17	-59	
1939/40—1947/48	3.9	1.1	0.1	1.2	1.5	2.9	2.4	-14	-98	
1948/49—1953/54	3.8	1.4	1.2	2.6	1.9	1.1	1.9	77	-41	
1953/54—1962/63	4.0	1.4	0.8	2.2	1.9	1.8	2.1	308	89	
1962/63—1973/74	5.2	1.1	0.7	1.8	2.6	3.4	2.7	560	95	
1973/74—1975/76	1.1	0.9	0.3	1.2	0.7	-0.1	0.4	951	108	

資料出所：E. A. Boehm, [1979 (2nd, ed.)] pp. 18-19.

オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題 (三・完)

三六

(三六)

第5—3表 海外生誕者出身地域別人口（移民供給国、1901—1976）

	1901	1911	1921	1933	1947	1954	1961	1971	1976
英国 アイルランド共和国	679,159	590,722	673,403	712,458	541,267	664,205	755,402	1,088,210	1,117,600
北アメリカ1)	10,607	9,718	10,267	10,058	10,293	12,777	16,800	42,373	45,001
中央・南アメリカ2)	1,900	1,560	1,805	1,521	1,397	1,719	2,218	12,379	35,731
ヨーロッパ	74,673	73,601	70,841	94,900	110,339	490,859	840,810	1,103,268	1,093,217
アジア	47,014	36,790	30,477	24,840	24,096	51,581	75,056	167,226	239,952
オセアニア ニュージーランド	36,151	35,278	42,130	49,473	48,027	48,516	55,044	96,750	115,394
アフリカ	2,869	4,958	6,775	7,821	7,537	15,826	28,599	61,935	70,510
その他	5,203	4,238	3,708	2,051	977	668	439	435	322
合計4)	857,576	756,865	839,579	903,273	744,187	1,286,466	1,778,780	2,579,318	2,718,832
総人口5)	3,773,801	4,455,005	5,435,734	6,629,839	7,579,358	8,936,530	10,508,186	12,755,638	13,546,448

オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題(三・完)

第5—4表 移民供給地域別割合(%) (1901—1976)

	1901	1911	1921	1933	1947	1954	1961	1971	1976
英国 アイルランド共和国	79.2	78.0	80.2	78.8	72.7	51.6	42.5	42.2	41.1
北アメリカ1)	1.2	1.3	1.2	1.1	1.4	0.9	0.9	1.7	1.7
中央・南アメリカ2)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.5	1.3
ヨーロッパ	8.7	9.7	8.4	10.5	14.8	38.2	47.3	42.9	40.2
アジア	5.5	4.7	3.6	2.7	3.2	4.0	4.2	6.5	8.8
オセアニア ニュージーランド	4.2	4.7	5.0	5.5	6.5	3.8	3.1	3.8	4.2
アフリカ	0.3	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.6	2.4	2.6
その他	0.6	0.6	0.4	0.2	0.1	—	—	—	—
合計4)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
対全人口比率	22.7	17.0	15.4	13.6	9.8	14.3	16.9	20.2	20.1

5—3・4表共通

1) アメリカ合衆国、カナダ

2) 西インド諸島、その他南・中央アメリカ

3) 太平洋諸島、バブア・ニューギニア、ナウル、ニュージーランド

4) 合計には、ノーフォーク島、クリスマス諸島、ココス諸島も含まれるので英国からその他までの合計と若干異なる。

5) 不明も含まれる。

資料出所：Department of Immigration and Ethnic Affairs [1979] pp.12-13.

三七  
(  
三七)

からである。(第5―5表)。(2) その結果、英国人あるいはヨーロッパ人中心の移民制限政策である「白豪主義」は大きな桎梏となつてきた。人種差別政策が緩和され始めたのは一九五六年頃からである。それは、非西洋人もオーストラリア国内に一五年在住した場合、永住権を持つ資格が与えられる(西洋人は当時五年で資格が与えられていた)というのが最初のステップとされる。一九五八年には、ヨーロッパ語書取り試験の廃止、一九六六年には一五年在住制限の撤廃によつていわゆる白豪政策は終焉した。しかし、その後も非ヨーロッパ人移民者数を年九千人以内に制限するという実質上の差別が続けられていた。その障壁が取り除かれたのは、一九七二年の労働党政権の誕生によつてである。その後は、一九七〇年代後半になり、積極的にヴェトナム難民を含めたインドシナ半島からの難民を受け入れるほどになつたのである。(3)

こうした変化は、確かに人道上的の問題を考慮したものであろうが、それ以上にオーストラリアがアジア諸国と積極的に関連を深めるといふ現実的な目的があつたからでもある。とくに軍事的にみれば、一九四九年の共産中国の成立、冷戦構造の長期化、北ヴェトナムの問題、これらはすべて共産主義の脅威を身近に感じさせるものであるが、オーストラリアにとつてみれば東南アジアの安定こそなにもまして重要なことであつた(Hyslop [1978] p. 12―32)。これらは当然のことながら、移民制限の撤廃だけに限らず、貿易関係の促進、アジアからの留学生受け入れ、あるいは技術援助、軍事援助などによる総合的な人的・物的交流によつてこそ十分に達成されるものであつた。こうしたことから、移民制限政策を中心とした「白豪主義」は新しいオーストラリアの国際環境の出現とともに見直し・廃棄が必要とされたのであり、またされるべきなのであつた。

ところで、こうしたオーストラリアの国際環境の変化とともに同じように問題になつてきたのが保護貿易である。一方で、オーストラリアはアジアとの関連を深めなければならぬと発言しつつ、他方で高い関税障壁を張りめぐらしたままでアジアとの交流・貿易を阻害していたのでは政策上の矛盾が生まれることになる。(4) とくに、東南・極東アジア諸国において、

従来、農業社会と考えられていた国々も、今日では急速な工業化を進め、とくに労働集約型産業製品においてはオーストラリア国内の同種の産業に相当な脅威を与え始めた。現在のところ、こうした産業(衣料品、はき物、繊維、木製家具、機械製品・部品、化学製品)の多くはオーストラリアにおいては政府によつて関税をはじめとして様々な形で保護されている場合が多い(第5-6表)。また、アジア工業諸国のうち、韓国、シンガポール、香港、台湾などは、十分に労働賃金が高くなり、現在は高い経済成長を背景に、労働集約型産業から資本集約型産業・高度テクノロジー開発産業へと徐々に移行しようとしてい(5)る。こうした動きに対し、オーストラリアがさらに高い関税障壁で対抗することは、アジア地域及び太平洋地域において共存共栄を計る、あるいは指導的な地位に立とうとするならば不都合なことと言わざるを得ない(6)。こうした観点に立つとすれば、オーストラリア自身、アジアを含む第三世界工業諸国と労働集約部門で対立するよりは、より積極的に産業構造の転換、すなわち労働集約型産業から資本集約型産業あるいは情報・知識集約型産業への転換と同時に、国内指向から輸出指向へとその工業の重心を移して行かねばならない。すなわち、国際環境の変化に適應するというマクロな視点に立つて保護関税を中心とする産業保護政策を考えなおさなければならぬのである(B I E [1974] pp.66-76)。

しかし保護政策に関連して問題はこれに尽きるのではない。すなわち、国内社会状況との関連である。保護関税をはじめとする産業保護政策は、その目的を幼稚産業を保護・育成するという点にある。しかしそれも行き過ぎると問題を生む。本来、保護政策の基本的目標は、(一)重要産業が輸入製品と競争する場合、輸入品に対し高関税を課す、輸入量・輸入額を制限するといった手段を取るによつてその産業を保護すると同時に、(二)当該産業の製品が価格において、また品質において保護なくして、あるいは少ない保護のもとでも、輸入品に対して十分対抗し得るよう、当該産業が経営合理化・革新を通じて発展することを要求するものである(7)。しかし、往々にして高い関税あるいは手厚い保護のもと、保護政策の第一の目的ばかりを追求し、第二の目的をおろそかにすることが多い。すなわち、合理化・技術革新を次々と展開するたびに労使紛争を

第5-5表 オーストラリアの貿易（地域別）パターン、1950-51-1975-6

		(1)1950-51	(2)1960-61	(3)1970-71	(4)1975-76
輸	イギリス	33	24	11	4
	アメリカ合衆国	15	8	10	8
	E E C	23	16	9	9
	アジア	12	30	39	45
	その他	17	22	31	34
		100	100	100	100
入	イギリス	48	31	21	14
	アメリカ合衆国	8	20	25	20
	E E C	9	12	13	14
	アジア	17	16	20	31
	その他	18	21	21	21
		100	100	100	100

a) 再輸出は含まず。

資料出所・Industries Assistance Commission [1977] p. 102.

第5-6表 東南アジアからの輸入品と産業保護（1977-78年）

	アジアからの輸入1)		有効関税率2)	名目関税率2)
	A) 市場占有率	B) 全輸入中に占める割合		
食品・飲料・タバコ	1.4 (%)	18.2 (%)	13 (%)	7 (%)
繊維	11.7	29.0	57	26
衣料・はき物	14.1	61.8	149	64
木材・木工製品・家具	4.5	41.3	18	13
紙・印刷物	1.3	7.6	29	16
石油・石炭・化学製品	4.0	12.0	18	7
非鉄金属	0.8	7.6	5	4
金属	0.7	8.5	14	6
金属製品	1.4	12.4	32	21
自動車・車輻	1.1	3.6	61	30
その他の機械・設備	1.6	3.5	21	17
その他の製造品	5.7	21.1	27	20

1) 市場占有率、資料・Bureau of Industry Economics [1981] p. 52.

2) 資料・Industries Assistance Commission [1980] pp. 26-27.

(アジア=インドネシア、フィリピン、タイ、シンガポール、マレーシア、香港、韓国、台湾)  
中国、インド

オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題 (三・完)

四〇〇 (



起こして経営上のトラブルを起こすよりは、むしろ現状を維持する、あるいは合理化そのものを軽視するといったことが生じる場合がある<sup>(8)</sup>。その結果はどうなるであろうか。

それは、高物価、インフレとなつて結果する。品物の良し悪しにかかわらず国内・輸入製品は高くなる。高い物を買わされるのは消費者である<sup>(9)</sup>。消費者といつても、それは生産労働者のもう一つの局面をさす言葉にすぎないから、強制仲裁制度を有効に利用して賃上げを要求することになる。賃上げを認めれば企業の収益は落ちるので物価上昇へ響く。合理化・技術革新に対しては職業別組合に立脚した労働組合の強力な反対がある。となれば、企業としては関税等の上昇を政府に要求することとなる。他方で第一次生産品の輸出で生計をたてる農業・牧畜業者は高い経営上必要な物品の購入を強いられると同時に自国の関税障壁に対する輸出相手国の対抗的関税障壁によつて競争力を減少させる可能性にさらされる。そうした場合、政府の補助によつて競争力を回復する必要がある。政府補助は税金によつてまかなわれるので国民生活が苦しくなる。

しかも、オーストラリアは一九六〇年代後半より急速な資源産業の発展と資源開発の進展が始り、海外より莫大な開発資本が流入している。とくに、石油価格の上昇とともに石油油田開発が盛んになるとこの傾向が助長された。資本の流入は、オーストラリア・ドルへの需要を意味するのでドル切上げ圧力が強くなり、政府は、ドル切上げをせざるを得ない<sup>(10)</sup> (IAC[1981] p.15)。こうなると、輸入品の価格が下がるので、国内産業はより高い保護関税を要求することになるし、輸出価格が逆に高くなる第一次セクターは、競争力確保のために政府に補助を要求することとなる<sup>(11)</sup>。このようにして保護貿易への悪循環的な要求が強化されていく。ここに至つて、こうした悪循環を断ち切るためには思い切つて自由貿易の哲学に従つて関税障壁あるいは保護政策の廃棄・縮小を緊急に行なう必要があるといった批判が生まれてくる。そして一九世紀からの保護か自由かの貿易論争がむしかえされてくるのである<sup>(12)</sup>。

ところで、強制仲裁制度にはどのような問題が生じたであろうか。強制仲裁制度の基本的目的は、オーストラリア全体を

コミュニテイと見做した時、そのコミュニテイの労働者が労働価値に応じて公正・適正な賃金を受けとることを可能とさせることにある。すなわち、同一労働あるいは同一価値労働をしている労働者が、異なつた企業・産業に雇用されることによつて異なつた賃金を受けとることはオーストラリア人の平等主義(Galitarianism)に反することになる。それ故、先に述べた賃金決定原則の一つとしての「支払い能力」原則も、各産業・企業によつて異なる支払い能力に従つて賃金が決定されるといふものではない。この場合、オーストラリア全体の経済成長などを考え、全体としてどのくらいの支払い能力が平均として考え得るか、といつた広い視点から支払い能力が決定されるのである。ここでも労働者が平等に扱われることを第一義的目標としている。<sup>(13)</sup> こうした同一労働同一賃金は、かつてのクラフツマンを中心とする職業組合時代の古きよき時代の精神を反映したものであるが、現代の複雑で変化の多い時代においては労使紛争を拡大する原因ともなるのである(琴野「一九七四」一二三頁)。

例えば、利益の上がる産業部門あるいは企業とそうでない部門・企業に属する同一職業従事者に等しく賃金裁定が下された場合、高利益部門の労働者は、低い賃金に不満を感じ、雇用者に対して超過賃金裁定(Over award)を求めることになり再び交渉を必要とし、利益の上がらぬ企業・産業の経営者は高い賃金裁定に不満を感じることとなる。また、利益率の低い工業・産業の労働者は、超過賃金を支給される企業・産業に属する者達との間の差に対して不満を抱くことになるだろう。最近の一〇パーセントを超える(一九八一年、一一・三%)高いインフレーションの中では、公共的利益をも考慮せねばならぬ裁定委員会としては、物価上昇抑制等の問題を考え裁定は低く押えがちとなり、労働者にとつても不利益な面が出てくる。実際、労使の自発的交渉によつて賃金が決められても、それらが、(一)公共の利益、あるいは(二)労働者間の公正な賃金関係(Wage Relativities)を著しく阻害する場合、(三)企業経営への全般的影響が大きく、経済成長への悪影響、あるいはインフレーション、失業率の増大に影響があると判断した場合、委員会は、同意裁定(Concert award)を下さぬ場合があり、このこ

とがストライキを誘発することすらある。<sup>(14)</sup>しかし、政府からみれば、強制仲裁委員会の裁定は物価上昇抑制賃金裁定としては高すぎて十分機能していないということになる。経営側からみれば裁定額は企業の支払い能力に見あつていないという不満になつてくる。<sup>(15)</sup>低い賃金しかもらえず、かつ経営者に抑圧されがちな旧時代と異なり、労働者の賃金も高くなり、かつ産業間の支払い能力のバラツキが大きい場合(第5―7表)一律の賃金上昇率を決めること自体無理なことであり、各産業ごとの縦割式の直接的な集団交渉(Collective bargaining)方式を望む声も高まつてくるのである。<sup>(16)</sup>すなわち、強制仲裁制度を中心として公共の利益を代表する第三者の調停・仲裁に頼ることなく独立の交渉を行なおうとする動きも出現してくるのであり、ここからも強制仲裁制度の見直し論が出てくる。また一九七五年より続いた物価スライド方式賃金決定原則が、こうした中で一九八一年七月破棄されたあとの、新しい賃金決定原則の提案が委員会に要請されてくる。<sup>(17)</sup>

また、先に保護貿易で指摘したように東南アジア諸国の工業化による圧力、および先進諸国との競争による圧力から産業構造の変化が要請されているが、これと関連して難題が生じている。産業構造変化は技術革新による職種の変化、経営の転換を要請するが、これは労働者の職を奪うことを意味し、余剰・失業労働者が出てくるのは自然の成行きである。それ故、そこには当然のことながら労使紛争の増大の可能性がある。<sup>(18)</sup>しかし、今日の強制仲裁制度は、(一)労使紛争がともかくもどのような形であれ発生しない限り、機能を果たさない仕組になつていくこと、(二)技術革新にともなう労働者の解雇・配転等は経営者の専決事項(Management prerogatives)に属すこととして従来より積極的に関与していない、という制約があり、未だに紛争を防ぐこと、ないしはこの問題に効果的に関与する手段を持つていないという欠点がある。<sup>(19)</sup>構造変化・技術革新にもなう解雇・配転といった問題が予測される以上、労使双方の協力的な雰囲気での問題解決プロセスが必要である。また、こうした問題は、経営参加などを中心とした産業民主主義の問題と密接に関連するのであり、強制仲裁制度の機能・哲学もより柔軟な対応のために変化が必要とされる。以上、指摘してきたように、国内的・国外的圧力のもと今日、強制仲裁制度

の構造・機能及びその基本的哲学の見直しが迫られているといつてよ。(Isaac [1980] pp. 34-53.)

国防問題に関してみると、ここにも困難が生じている。すでにみてきたように、オーストラリアにとつて国防とは、常に英国ないし米国との連帯のもとと自国防衛という大国依存防衛方式をとつていた。オーストラリアにとつて独立自力防衛は、巨大な大陸、稀少人口国という条件のもとで、不可能視されてきた。それ故、大国との連携が必然視されていたのであるが、このことは、大国が戦争に巻き込まれた場合も、彼らの補助戦力として前線で戦うということを前提としていた。つまり機会あるごとに、戦争への協力的態度を示し、連携を深めると同時に、オーストラリア自身が危機に際した時の協力を促すという含みを持つていたのである。一般に、このような大国パワーの補助戦力となつて前線で協力しつつ、敵を水際に寄せつけることなく自国を守るといふ伝統的軍事政策を「前線防衛(the Forward Defence)」というが、この伝統がオーストラリアの軍事史を彩どつている(Babbage [1980] p. xvii)。すなわち、一九世紀には、ニュージールランドにおけるマオリ戦争、スーダン戦争(一八八五年)、ボア戦争(南アフリカ、一八九九年)、太平天国の乱(中国、一九〇〇年)、第一次世界大戦(一九一四年)、第二次世界大戦(一九三九年)、朝鮮戦争(一九五〇年)、インドネシア紛争(一九六三年)、そしてヴェトナム戦争(一九六五年)など、主要な戦争には必ずといつてよいほどオーストラリアは顔を出しているが、これらには全て英国か米国の両方ないしは一方の参戦がみられるのである(Babbage [1980] p. 5)。

この補助的軍事行動は、大国に協力しつつ自国防衛を確実にするという目的だけではなく、オーストラリア植民地あるいはオーストラリア連邦の国際的威信を高めたというナショナルイズムの昂揚に基いてもいた。また、英国との連帯は母国に對して少しでも貢献したいという孝行精神もあつた(Crowley [1974] p. 254)。しかし、一九六〇年代のヴェトナム戦争後の国際情勢の変化の中で、この伝統的方策も見直しが必要とされるようになった。その最大の原因は、なんといつてもアジアにおける米國軍事勢力の縮小(第5-8表)とニクソン大統領による「グアム教書(the Guam Doctrine)」が、アジア太平洋地

第5-7表 産業別賃金比較（非管理職労働者）1980年10月

	(男)	(女)	(全労働者)
製造業（合計）	250.50	181.40	232.20
食品・飲料・タバコ	243.30	178.60	226.10
繊維・衣料・はき物	222.30	171.50	188.60
紙・印刷物	288.40	178.90	259.60
石炭・石油・化学製品	295.30	201.50	273.70
金属・機械・装置（合計）	237.90	187.10	236.60
金属	290.50	215.00	284.60
金属製品・その他機械・装置	231.80	181.30	218.50
自動車・車輛	241.60	200.20	236.70
その他	237.90	185.00	225.20
非製造業（合計）	252.80	177.90	221.30
鉱山	388.40	226.70	375.10
電気・ガス・水道	285.50	207.10	277.50
建設	261.70	160.30	252.60
卸売り	229.60	175.60	212.60
小売り	171.20	117.90	141.60
輸送・倉庫・通信	271.00	209.30	260.30
金融・商業	220.20	171.60	194.00
公務・公共サービス	274.60	210.00	237.60
その他	200.60	137.70	166.90
全産業合計	252.10	178.50	224.10

(注) 週給、オーストラリア・ドル

資料出所：Australian Bureau of statistics, *Earnings and Hours of Employees Australia*, October 1980, Canberra, p.7.

第5-8表 アメリカ合衆国軍事勢力変遷（アジアとヨーロッパ）1963-76

	1963	1973	1976 (1月)
韓国	57	42	41
日本*	91	57	48
フィリピン	14	16	14
台湾	4	9	2
ヴェトナム	14	—	—
タイ	4	42	11
海上勢力	38	32	21
アジア合計	222	198	137
ヨーロッパ合計	380	300	303

\*琉球=沖縄を含む。単位=千人

資料出所：L.H.Brown, *American Security Policy in Asia*, London, 1977, p. 7.

オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題 (三・完)

四五 (四五)

域国家の自助防衛努力を積極的に要請したことによる。この教書の持つオーストラリアに対する意義は、結局のところ、アジア諸国と同様、地域的限定戦争の場合(例えばインドネシアの侵略など)オーストラリアも自力防衛努力をせよ、いつでも米国の援助が期待出来るという幻想を捨てよというものである。この自助防衛努力を防衛政策の第一義的問題としつつ、他方でアジアにおける米軍勢力縮小に伴うアジアの安定努力の一部肩替りをするという、従来とは異なつた、すなわち、アジア全体を敵対視・厄介視してまた従来とは異質の文脈での軍事的防衛政策が要請されるようになったのである。そしてこのことが、オーストラリア人の国民生活水準維持の上で重要であるという認識が一般国民にも要請されるのである。<sup>(20)</sup>

以上、人種制限政策、保護貿易政策、強制仲裁制度及び軍事的防衛問題の破棄・見直しが問題となつてくる過程をみてきた。簡単にその基本的傾向をまとめると以下になる。これらの政策は、東西を太平洋とインド洋に囲まれ、南は極寒の地、南極大陸があり、北方には、非文明人たる劣等黄色人種が狭い国土にひしめきあつており、今にもオーストラリア大陸を侵略しようとしている。それ故に、「地球の最果て」の中にあるオーストラリアを、ただ唯一の「文明社会」と見做し、ヨーロッパ文明を、野蛮と距離の暴虐からいかに守るか、という観点から形成されてきたものであつた。とくに二〇世紀になつてからの保護・防衛政策は、オーストラリアをヨーロッパの孤児とみなし、その文明を守るといふ観点から全てそれらは正当化されてきたのである。しかし、一九五〇年代からの英国の影響力の後退とともに、日本などを含めたアジア地域がオーストラリアの生存にとつて無視できなくなつてくるとともに、六〇年代・七〇年代からアジアに対する開国・協調政策を余儀なくされてきたというのが今日のオーストラリアにおける旧来の保護・防衛政策をめぐる状況といつてよいだろう。それはまた、アジアの工業化によるオーストラリアへの追上げを背景に、国際的でより先進的な産業構造へと展開させていくための、より開放的な政策が必要とされはじめた、ということの意味するのである。

## (二) 保護・防衛的諸政策の未来展望

保護・防衛的諸政策の今日における矛盾が前項によつて示されたが、本項においては今後の動向をめぐつて生じるであろう問題を指摘しておきたい。

まず移民政策における問題点である。既に指摘したように、オーストラリア政府がアジア方面に深い関係を打ち立てたいとする方針のもとで移民政策を開放化することそれ自体は道義的にも大変好ましいことである。しかしそこに問題がないわけではない。語学上のハンディがある非英語国民の多くは、言語能力をそれほど必要としない不熟練労働力となる傾向が強い。<sup>(21)</sup>今日、資源ブームを中心とする建設・鉱山においては、熟練技術者が必要とされる。また、産業構造の転換が叫ばれている今日、高度テクノロジー産業が欲する知識労働者は高度な語学能力を必要とする。ましてや不熟練労働者（ブルーカラー労働者）を中心とした現在七―八パーセントの失業率に悩まされるオーストラリアとしては、失業者・不熟練労働者の導入は避けたいという要求も出てくる（第5―9表）。移民による不熟練労働者の供給は、インドシナ半島難民の増大とともに更に大きくなり、新しい移民と古い移民との間での不熟練職種のとり合いが生じることとなり、結果として好ましくない状況が生じている。<sup>(22)</sup>アジア移民の場合、語学上のハンディがヨーロッパ人よりも多く大きな問題となる。また、熟練工獲得の場合でも、てつと早く早くアジア工業諸国（例えば韓国・台湾など）から移民させればよいという考え方もあれば、現在一二―三パーセントの失業率があるオーストラリアの若者を教育・訓練することの方が先決だという反論もあり、政府内対立も顕著である。<sup>(23)</sup>しかも、不熟練・熟練労働者の移民上の制限・統制が大変難かしい。基本的には、英語能力があり、かつオーストラリアの産業政策に沿つた労働力需要に従つて熟練・知識労働者が優先されざるを得ない。その結果、欧米先進諸国を中心とした移民が中心となる。にもかかわらず東南アジアとの外交・経済問題を重要視しすぎるることによつてアジア人労働者を優

第5—9表 職業別失業率 (1978年8月)

分類	各分類別割合			失業率(%)
	労働力(%)	雇用(%)	失業(%)	
専門職、技術者	13.1	13.8	3.1	1.4
行政、経営・管理職	5.8	6.1	0.9	1.0
事務職	16.7	17.3	7.7	2.9
販売職	8.8	8.9	7.2	5.1
農業・漁業・林業労働者	6.8	7.0	5.1	4.6
鉱業、採石、関連労働者	0.6	0.7	0.4	3.7
交通運輸・通信	5.5	5.6	3.8	4.3
熟練労働者、生産工程従事者、一般労働者	31.3	31.2	32.6	6.5
サーヴィス・スポーツ・レクリエーション	9.4	9.5	7.4	4.9
初職求職者	1.0	—	15.6	100.0
求職者(初職求職者以外)	1.0	—	16.2	100.0
合計	100.0	100.0	100.0	6.2

資料出所：Bureau of Industry Economics [1979]p.15.

オーストラリアの歴史的發展と現代の諸問題(三・完)

四八 ( 四八 )

先する、あるいは難民受け入れを無制約に行なえば、今なお残るヨーロッパ人好みの一般国民感情を逆なですることになるし、産業政策にも問題が生まれる。<sup>(24)</sup>このようなことから、最近のアジア寄り移民・難民政策を批判する動きが労働党を中心に強くなっている。例えば、最近、オーストラリア労働党党首ヘイデン (Bill Hayden) は、近年のインドシナ難民は、国連が定義した政治的難民、すなわち本国へ送還されることによつて刑罰を加えられることが明白な人々であるか否か、入国の際に十分な審査をするよう要求し、かつ、連邦政府が、国内問題を深く考慮せずに、難民受け入れを政治宣伝の道具に利用していると批判している。<sup>(25)</sup>このような態度は、労働党支持者に多くみられるといえよう。いずれにせよ、アジアへの開国政策と、国内の労働事情・労働政策との間の均衡が重要な問題とならざるを得ない。

さらに移民との関連で考えれば、アジア人移民への差別撤廃は、すでに非英語圏ヨーロッパ人の増大によつて存在している文化の異質性を更に拡大させることとなる。オーストラリアでは、一九四七年の大量移民計画と同時に、アングロ・オーストラリア文化の伝統を維持するために同化政策 (Assimilation policies) がとられ、外国語教育は公的教育機関では禁じられていた。最近では、事実として存在する異質文化を強制的に



同化する事の不可能さと難しさを認め、異質文化の存在を認めつつも市民社会として統一性を保つという統合政策 (Integration policies) を導入するに至っている。これは更に「多元文化主義 (multiculturalism)」へと発展している。<sup>(26)</sup> 現在のところ人口の八〇パーセント以上は英国系で占められているので問題は少ないが、今後、更に文化的異質性が増大した時、いかに異質なものを前提とし、どこまで共通な生活ルールを維持するかといった、統合と同化の間の微妙な関係を維持することが重要な争点となるだろう。すでに初等・中等教育レベルあるいは工場労働者の間で、コミュニケーション・ギャップ、あるいは移民者同士の反目(例えばギリシヤ人対トルコ人、アラブ人対ユダヤ人など)の解決など、困難な問題が横たわっているのである。<sup>(27)</sup>

関税保護の問題にあつては、前項で指摘した如く、国内産業の能率向上・対外的競争力の増強、アジア諸国への協力・援助に絡めての保護政策の緩和が重要問題として議論にのぼっている。しかし、保護政策を如何に緩和するかという点で意見の一致をみることは難かしいであろう。保護貿易政策の緩和は、そのまま国際競争に産業がさらされることを意味するのであり、なかには急激な衰退を余儀なくされる産業も多い。そこには当然のことながら失業・一時解雇といった社会問題が生ずることになる。すでに指摘した如く、失業率の高いオーストラリアでは、政府としても中庸な政策を取らざるを得ない。しかし他方で、産業構造をアジア工業化の追い上げ、及び先進諸国に対抗するため国際的視野から効果的に対応させていかねばならない。国内の失業問題を最少に押えつつ、国際的競争力をつけ世界の荒波の中いかに乗り出して行くかが大きな争点となる。その際、産業構造変化及び技術革新に伴う労働者の失業・解雇を最小限に防ぎつつ、かつ失業した者を再教育・訓練して新しい状況へ適応させるための労働者職業訓練・教育制度の確立と拡充が必要とされるはずである。しかし、産業助成委員会 (the Industries Assistant Commission) も指摘するように、その時々々の経済・貿易変化・政治的圧力によつてアド・ホックに張りめぐらされ、かつ十分な検討もせず放置されてきた関税・助成制度の見直しは、政治的・経済的利害の対立の真つ只中になされなければならず、不確実性が高まらざるを得ない。<sup>(28)</sup> (IAC, Annual Report [1981] p.86.)

第三の問題は、十パーセント近いインフレーションを追いかけようにして賃上げラッシュが続く中で、強制仲裁制度を根幹とする労使関係も曲がり角に來たということである。その問題はすでに指摘した通りであるが、直接交渉を中心とした集団交渉への動きに対し、公共利益を代表する調停・仲裁委員の法的強制力を介入して交渉するという方式に慣れ親しみ、強制仲裁制度が血となり肉となつたオーストラリア人に、果たして欧米方式の集団交渉を成功させる交渉能力があるだろうかという不安も強い。また、産業毎の直接交渉は労働者間の賃金比率(Comparative Wage Justice)の概念をつきくずし、賃金体系を動揺させ、かつ職種・職業間の威信体系もつきくずすことともなり、オーストラリア人の持つ伝統的な平等意識と抵触するとともに、労働意欲の減退も招きかねない。<sup>(29)</sup> いずれにせよ、六〇年代、七〇年代を通じて動揺し始めた強制仲裁制度に固執するか、欧米式集団交渉方式に動くか、あるいは他の道を選ぶか決断が迫られているといつてよいだろう。<sup>(30)</sup> しかし、その際、オーストラリア人の持つ伝統的觀念との明確な対峙を必要とされることになるであろう。

防衛問題は、自力防衛及びアジア安定のための防衛力といった問題が重要になつて指摘しておいたが、国内的資源(人的資源・産業資源・資本)の問題からみると困難が生じる。人的資源については依然として稀少人口を持つオーストラリアにとつて大陸防衛に十分な人材を得ることは不可能な上に、一八一二五才前後の若者が減少している。これは大学進学者数の増大、青年人口の減少、防衛意識の稀薄化によつて軍隊志願者が減つているという事実による。産業の援助能力、すなわち戦争事態などに突入した場合、戦闘機、戦車、輸送車など武器及び車輛をはじめ軍服等に至るまでの各種軍需物資の修理・製造能力をオーストラリアの製造業が十分に持つか否かが問題となるが、輸入品に頼ることの多いオーストラリアの軍隊の場合、国内調達能力が不十分になることは確実であり、また不安定な労使関係も気になるところである(Balke [1979] pp. 109-124)。最後に軍事予算の場合である。現在、軍事予算として国内総生産(GDP)の約三〜四パーセントを支出しているが、現在の連邦政府は全体支出・予算縮小に躍起になっており、防衛予算もその例外ではない。安く手に入る武器なら大

変結構という方針がとられることが多く、防衛戦略上の計画から逸脱することさえもであるとされる。国際外交の面においては、太平洋のミドル・パワーとして自力防衛・アジア防衛の旗印を景気よく掲げるのはよいが、翻つてオーストラリアの内情を顧ると不安が多い。こうしたことから、オーストラリアが国際的責任を標榜しつつ、オーストラリア人の生活水準を守る点で何の關係もないような世界の騒乱の地に首を突つ込む事を、たとえそれが国連承認の平和維持軍派遣の場合でもいふべしかり、かつ不安を表明する向きも多くなつてゐる。国連の承認のない一九八一年のシナイ半島出兵問題においては更に反論も高まつており、オーストラリアの国際外交・軍事戦略も前途多難といつてよい。<sup>(31)</sup>

これまでの議論から四つの政策領域の固有な問題をできるだけ孤立的に扱つてきたわけであるが、これらの領域は互いに密接な関連を持つてオーストラリアの経済・社会に影響を与えるのであつて、総合的な視野からの政策の調整が必要となるはずである。この点について簡単に論じておきたい。

例えば、強制仲裁制度は、労働者全体の生活水準を維持するために労働者の平均賃金を高める傾向が強い。この高い賃金を支払えない企業・産業は、合理化・技術革新を進めて利益を高めるか、転進ないしは撤退することになる。また、労働者は、より将来性・発展性のある企業・産業へ移動して行くこととなる。このことによつて人的・物的資源の効率利用が可能となる。ところが、アド・ホックな産業補助・保護関税政策がオーストラリアでは一般化している故に、賃上げ対策として企業は政府に圧力をかけ保護を求めることが常識となつてゐる。労働者は一時なりとも職は失いたくない。現実的に職種転換の難かしい――再教育・訓練制度の不備、職種組合・職種観念の強さによる転職への心理的抵抗、失業率の高さ――オーストラリアでは職の安定が好まれるので経営者に同調することになりがちである。政府は経営・労働者の圧力のもと、また、連邦結成以来の新保護主義の伝統に基づき容易に保護を行うことも多く、産業全体の視点からの総合的な産業助成策が不可能になつてくる。産業助成・保護は、経済成長・発展をもたらす産業に保護を与え、結果として国民生活の水準を高めると

第5—10表 職業構成の変化予想

職業	(1971—72)	構 成 比 (1990—91)	平均伸率 (年 平 均)
専門職	3.8%	4.1%	2.7%
熟練ホワイトカラー	13.1	15.5	3.1
半熟練・不熟練ホワイトカラー	26.8	23.9	1.6
熟練労働者—金属・電気	10.1	10.6	2.5
熟練労働者—建設	4.0	4.7	3.1
熟練労働者—その他	2.8	2.8	2.2
半熟練・不熟練労働者	30.2	31.0	2.4
農業従事者	7.9	6.2	0.9
軍人	1.3	1.2	2.0
合 計	100.0	100.0	2.2

資料出所：Bureau of Industry Economics [1981] p.63.

オーストラリアの歴史的發展と現代の諸問題(三・完)

五二 ( 五二 )

同時に、人的・物的資源の有効利用を目指すものであるが、政治的圧力のもとで非体系的でなお一層アド・ホックなものになりがちとなる。

産業保護・助成政策が、将来性の少ない産業・企業ないしは非能率的な企業を手厚く保護するようになれば、単に体系的な産業保護・助成が出来なくなるだけでなく、労働・資本の非効率利用によるつけが前項で指摘したように高消費物価・高税金となつて社会にはね返つてくる。購買力が落ちることにより経済成長率が割引かれることとなる。こうして、非能率・インフレーションの中で、強制仲裁制度を通して賃金上昇がくり返される。増大する人件費を補い予算均衡を目ざす政府は予算の縮小・削減を声大にして叫びだす。教育・文化予算が削られる。このことによつて失業率の高い若者のための職業教育・一般教育あるいは、職種・職業転換のための教育・訓練プログラムの設置が更に難しくなる。また、英語教育を必要とする移民にとつても大きな悩みの種となる。熟練・知識労働者・プロフェッショナルが要求される高度産業社会の中で不熟練労働者・失業者の増大は、人的資源の非効率利用を招来させるだけである(一九九〇年代の職業構成予測第5—10表参照)。多元文化社会の中での英語教育・一般教育・職業教育が軽視されることは、同化政策はもとより統合政策さえ困難となり、不熟練・若者の失業者の増大は、競争者となるアジアからの新しい移民に対して反感を示し、人種差別・紛争

が激化することにもなりかねない。効果的な産業助成及び教育なくしての多元文化社会化は社会問題をひき起こすだけである。移民政策も国内の経済・産業の発展状況とのかねあいで慎重に行う必要が出てくる。

しかし他方で、国際分業ないしは高度テクノロジ・知識集約産業への過度な助成に伴い、製造工業・軽工業への軽視の行きすぎは、防衛問題上大きな制約をもたらすと、懸念されている。<sup>34</sup> 防衛・軍事戦略と産業助成政策との関連の無視、また、多民族・人種を中心とする社会の防衛はまた別の問題を生む。しかし、いたずらに伝統的孤立感および共産主義・アジアの脅威を強調し、防衛問題を重視しすぎれば、産業発展に障害が生じるだけでなく、東南アジアとの関連にもひびが生まれる。このように、強制仲裁制度、移民・多元文化政策、産業保護・助成政策そして防衛(外交)問題は密接に関連すると同時に、相互に矛盾をさえるのである。オーストラリアの今後の発展は、資源ブームを土台に、いかにこれらの四つの問題領域を総合的に調整し運営していくか、その良し悪しにかかってくるのである。

(1) 移民計画は、はじめから人種的・民族的に異なつた人々をいれようとしたのではない。第一優先はなんといつてもイギリス系の人々であつた。しかし、戦後の発展のため(とくに防衛が念頭にあつた)には、イギリス系の人々では供給が間にあわず、欧州人が目をつけられたのである。その結果として南欧系の移民に対する風当りは強かつたことは注意しておいてよい(Birell & Birell [1981] p. 49)。

(2) こうした変化を決定的にしたのは、イギリスのEC加入であつた。経済的な関係は以前より減少していたが、一九七三年のEC加入は、精神的な紐帯にもひびをいれることとなり、太平洋国家として、アメリカ合衆国、日本そして東南アジアとの関係を深める必要性が強クオーストラリア政府に意識されることとなつた(Crowley [1974] ch. 12 (by W. J. Hudson) pp. 522-530)。

(3) 一九四七年の移民導入計画から、白豪主義政策の転換、そして今日にいたるオーストラリア連邦政府の態度についてはMartin [1978] ch. 3. および Australian Population and Immigration Council [1977] chs. 1&7, Wynhausen [1981] pp. 20-26. を参照。

(4) オーストラリアが南北問題におびて南側を支持することを、南側の指導者達は一応歓迎している。しかし、シンガポールの首相リー・クワン・ユー(Lee Kuan Yew) は、最近のインタビューの中で次のように発言してゐる。

『オーストラリアが自ら生み出している害悪は、言行不一致ということです。つまり、口では(南北の)相互依存を唱え、資本や技術、あるいはノウハウを先進諸国から開発途上国に移動させるべきだとか、あるいは、先進諸国の市場を開発途上国の工業輸出品のために開放すべきだと、主張しています。しかし実際にオーストラリアが行なつていゝること言えば、全くその逆のことなのです。シンガポールに比べて、マレーシアやフィリピンは、織

維、はきもの、衣料品などの保護関税対象品目となつている品目の主要輸出国であります。これらの国は、シンガポールよりも遙かに国土も大きく、シンガポールほど容易に産業構造の転換ができるものではありません。彼らは今は沈黙しています。しかし、だからといって何の怒りも感じていないと解釈してよいというわけではなからう』(Sydney Morning Herald, 1 January, 1982)

ところで、フレイザー首相は、一九八一年七月、メキシコ、カンクンにおける南北首脳会議、英連邦首脳会議 (the Commonwealth Heads of Government Meeting, October 1981) を意識して、オーストラリアを含めた先進諸国の南北問題への接近のためのガイド・ラインを明示しています。その中で、貿易に対しては次のように述べている。「オーストラリアは、その開放性と国民一人当りの輸入量でみれば、かなりよい成績を示しています。オーストラリアの保護貿易という点も、関税についてみれば、この一〇年間低下してきたし、今後もそうであります。そして、開港国の多くの国々は、年に三〇ないしは四〇パーセントも貿易量を増大させているのであります」。なお、その他のガイド・ラインは、(一) 第三世界の政治的重要性の認識、(二) 世界的な制度的・過程的変化の認識、(三) 北側からの第三世界への積極的・建設的アプローチ、(四) 北側諸国から対話への努力、(五) 南北・東西の統合的アプローチの認識、といったものである (Malcolm Fraser, "To have and have not", *Australian*, July 31, 1981)。

(5) 近年、各種の報告書が、アジアの工業化の現況、ないしは豪州・東南アジアとの貿易が与える影響について取り扱うようになってきている。例えば、Bureau of Industry Economics (BIE) (1978), Industry Assistance Commission (1977) ch. 3, BIE (1981) ch. 3. 報告書の一つは、「東アジアおよび東南アジアにおける新しい工業化諸国は、輸出志向型工業化を目ざしており、その発展は、特にオーストラリアにとつて重要である (BIE [1981] p. 47.)」と指摘している。

(6) 産業助成委員会のレポートは次のように言う。「開発途上国に対し、オーストラリアが厳しい貿易制限を課し続けるならば、彼らは、他の発展のため的手段 (輸出国) を捜すだろう。また、近年、輸入制限を大きく緩和しはじめた多くの開発途上国は、しかしながら、その方向を変えることとならう」(IAC [1977] p. 38.)。東南アジアの発展を助けるという立場にたてば、レポートの主張の通りにならざるを得ない。また、太平洋国家としての認識から保護政策を見直すことが公で論じられてくる (*Australian*, Editorial, August 31, 1981)。

(7) 産業助成・保護政策の目的は以下の通りである。「第一は、国内産業の製品を国内市場における輸入品との競争に耐えるようにすること、そして第二は、以上の結果として、ロニユニティの諸資源の有効利用、経済成長、完全雇用、所得の再配分、収支均衡の達成、税収入の増大を達成することにあり」(IAC [1974] p. 10.)。注意すべきことは単に、産業助成という狭い観点から考えられているのではない、ということである。

(8) 以上の議論は、関税政策の悪い側面を強調しすぎる傾向が強い。実際、関税は全体的に下降しているし、助成策も緩やかに、輸出指向、生産性向上への努力を進めてきていること、関税等保護政策の効果も十分認められている、という事実はたしかに存在する。しかも、人口一千五百万前後の人口規模は、思い切つた合理化をするには小さすぎるといふこと、また、多国籍企業が多いオーストラリアの場合、東南アジア方面への進出は、系列会社が既に進出している場合が多く、大規模な海外市場を目ざしての大幅な投資・合理化がやりにくいことともあろう。すべてのことを関税をはじめとする産業助成策に原因があるということは言えないだろう (翠野 (一九七四) 八一—〇頁)。ここでの議論は、傾向として助成率を高めている産業で、かつ日本・東南アジア貿易と関連する産業を念頭においていると考えてよい。

(9) 産業助成委員会のレポートの数字に依拠して、自動車産業に対して次のことがよく主張される。「産業助成に基く保護のために値あがりする商品を購入する消費者は、年間一〇億ドルもの税を支払っているのと同じであり、全製造業では六〇億ドル支払っていることになる。にもかかわらず、依然として低い生産性のままである。六〇億ドルというと政府の所得税収入の約半分に当るのだ」(Ross Gittons, *Sydney Morning Herald*, November 14, 1981)。

(10) 労働組合の最近の争議原因をみると、一九七〇—七八年の労働損失日数の五二・五パーセントが賃金・労働時間・休暇(後二者の占める割合は大変小さい)に原因がある。労働争議の継続日数も、平均の日数二・七日に比べて長い(四・九日)。後者の数字は一九七七年のものであるが、争議の中心問題であることは現在でも間違いがなく(Plowman Deery & Fisher [1980] pp.52—53. & p.206)。

(11) オーストラリア・ドルの切上げ・切下げも輸入業者、輸出業者そして国内生産業者・消費者の各々に異なつた結果をもたらすものであり、関税保護の問題とともに多くの議論を生んでいる。全体として切下げへの要求が強いが、政府は貿易収支の均衡維持を目標として当面は反対しているようである。輸出業者と国内製造業は、保護・助成問題では対立するが、切下げ要求では一致しているようだ(*Sydney Morning Herald* February 5, 1981)。

(12) この保護貿易か、自由貿易かの問題はすでにみたように歴史的に古いが、一九八四年からの自動車産業の保護・助成策をめぐつて一九八一年の中期から年末までかましい議論が起きた。また、産業助成委員会の公聴会に対する様々な反応から次のような対立図式が描けるようである。全体として、鉱物資源輸出業界、農業・牧畜輸出業界といった輸出関係者は、産業助成を減少させようといえよう。従来は、製造工業界、金融業界といった国内市場依存産業は保護の維持を望んでいるといえよう。従来は、製造工業界には関税保護を、農業・牧畜業界は補助金助成、鉱山業界には税金・ロイヤルティ等の割引き、といった過保護な体系を維持していたが、今日ではその方式は不可能となつたといえよう。また、同じ産業界でも対立し複雑な様相を示す。その上に、資源の富裕な州(NSW, A, QLD)とそうでない州(VIC, TAS, SA)との間の利害対立も深まってくるようになる。この点について最近の動向を要約したMcLivraithの論説を参照(Australian, January 18, 1982)。

(13) 強制仲裁委員長は、一九七〇年の石油産業賃金決定の際、次のように述べている。「国民賃金裁定の際の重要な概念は以下のものである。つまり、増大する利益は労働者の全体で分配すべきであつて、利益をあげた一部の産業の労働者のみで分配すべきものではない。総じて平等主義に長く立脚してきたこの国では、仲裁の際にこの考え方をいかに目指すべきかが重要である」(Plowman, Deery & Fisher [1980] p. 299より引用)。

(14) 強制仲裁制度に対する直接の不满による争議は、産業によつては大きな割合を占めている(下表)。

オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題(三・完)

労働争議の原因 (ニュー・サウス・ウェールズ州、建設業、1976-78)

(原因)	(%)
賃金、労働条件、給付	30
経営者の言動・態度(解雇)	29
調停・仲裁	22
(裁定要求)	11
(裁定解釈)	7
(裁定への不満)	4
労働組合	12
社会福祉	5
その他	2
合計	100
争議実数	227

五五 (五五)

資料出所・Frenkel and Coolican, Competition, 'Instability and Industrial Struggle in the New South Wales Construction Industry,' in, S. J. Frenkel(ed), *Industrial Action* 1980, p. 33.

(15) 一九七五年から八一年までの委員会は物価指標賃金決定方式 (Wage Indexation) を採用したが、賃金水準を決定する際、物価上昇水準に即応した賃上げを認めるよりも(完全指標即応方式 Full Indexation)、多少低目の水準にする傾向、すなわち部分的物価指標即応方式 (Partial Indexation) を採用することが多かった (Plowman, Deery & Fisher [1980] pp. 262-271)。これは、経済全体の動きを考慮した結果、とくに物価および労働費用上昇への影響を考えたからであるが、この結果は、委員会の賃金水準指標の枠外での賃金交渉、超過裁定および労働争議の発生となり、一九七九年には、委員会は、全ての当事者より不満を申し立てられることとなり、この方式への信頼が薄れ、ほぼこの方式は用をなさないと感じられた。これが、一九八一年七月の物価指標依存方式を廃棄した一つの大きな理由である。この物価指標と賃金決定については、Plowman [1981] を参照されたい。

(16) オーストラリアにも、日本ほどではないが企業規模に従って賃金格差がある。とくに男子の場合顕著であるといつてよいだろう。こうしたことから、賃金決定にまつわる労使問題も複雑になってくることは確かであろう (下表)。

(17) 一九八一年七月の、賃金の物価指標決定方式 (Wage Indexation) 一種の賃金物価スライド決定方式) の廃止は、鉱物資源ブームに沸く産業に主に属する労働組合の圧力に多くを負う。労働組合評議会 (A C T U) は、全労働者の観点からこの制度の復活を望んでいる。政府は、産業政策、インフレーション対策、組合交渉力の弱体化の観点から、欧米式集団交渉の導入を企んで復活に反対している。一部の労働組合は、弱体労働組合の立場が更に悪くなることを危惧している (Australian & Sydney Morning Herald, August 1, 1981)。

(18) 一九八一年九月、シドニーにおける労働組合評議会 (the Australian Council of Trade Unions) の会議 (隔年毎に開催される最高議決機関) の議題となつて労働組合の注目をあびている。もつとも、七日から一日の五日にわたる会議にもかかわらず、最終日、昼食から帰らぬ代表があり会議が成立せず突然中止となり、この議題の十分な議論はなされなかつた。筆者は、フォード教授 (W. G. Ford, University of New South Wales) の好意のもと出席を許可された。

(19) この二つの概念的区別は、たいへん曖昧で議論が多い。連邦調停仲裁法には「産業事項 (Industrial matters) とは、労使関係の維持に関する全ての事項……それは、(a) 労働およびなされるべき仕事に影響、関連する全ての事項ないしは事態、(b) 労使双方の権利・義務・威信に関すること……」(sec. 4(1)) とある。解雇、雇用、昇進、配転等は経営者の先決事項となつているが、この曖昧さがトラブルの種となす (Isaac [1980] p. 37)。

(20) 外交・国防の専門家は次のように指摘する。「第二次世界大戦後、約二〇年にわたつて、オーストラリアは均衡のとれた軍備を必要とし、必要とあらば、英国ないしは米国の指揮下にある連合軍に貢献し、

企業規模別賃金格差 (1981年3月)

	男子(\$)	女子(\$)	男子(%)	女子(%)
男子 20人以下	259.60	216.80	80.7	95.4
20~50	268.90	213.30	83.6	93.8
50~100	278.60	219.00	86.6	96.3
100~500	296.50	220.10	92.2	96.8
500~1,000	315.50	221.50	98.1	97.4
1,000人以上	321.60	227.30	100.0	100.0
合計	295.50	220.20		

資料出所: Australian Bureau of Statistics, *Earnings and Hours of Employment Distribution and Composition*, Australia, May 1981 p.7.



地域的防衛責任の新しい概念に見合った活動をせねばならぬと考えている。これは、オーストラリアから戦略的に離れたところからでも敵を圧倒する能力を持つ大國を中心とした連合軍に守ってもらい、それ故、オーストラリアの外交的努力は、この援助を受けるためになされねばならぬ、という固い信念と結びついている」(Sir Arthur Tange, Search Continues to Define Place in World, *Australian Financial Review*, March 15, 1982)。

これは現在のフレイザー政権の固い信念ともなっている。

(21) フォードおよびその協力者による調査は次のように指摘する。「移民は、労働環境(肉体的・物理的)でみても、また賃金でみても最低、または低い肉体労働を必要とし人のやりたがらぬ仕事をせねばならぬような製造業に従事している。労働条件の比較的良好な資本集約工業においては、移民労働者の割合は低い」(G. W. Ford et al., [1976] p.20)。不熟練職種への新移民(東欧・南欧系を中心に)の集中が行なわれているということである。ただし、移民と一口に言っても、英語圏諸国および北西ヨーロッパ(ドイツ、オランダなど)からの移民、東欧からの難民、南ヨーロッパ(イタリア、ギリシャなど)からの移民とでは、その性格、オーストラリアにおける生活条件が異なっており、その差には注意しなければならぬ。本稿では最近の東南アジアからの難民が問題視されるが、南ヨーロッパからの難民、その他のアジア・アフリカの難民・移民は、東南アジアからの難民・移民とともに比較的苦しい社会状況におかれているといつてよさであろう(J. I. Martin [1981] ch. 5)。

(22) 最近問題となつてゐるのは、鉄道作業従事者のうち女性労働者(新移民)に対する性的攻撃・暴行の報告である。就職難を背景に同僚労働者、上司に強制される場合が多いといふことである。現在、ニーター・サウス・ウエールズ州エスニック・コミュニティ調査委員会「The Ethnic Communities' Council of NSW」の調査が行なわれている(*Sydney Morning Herald*, Wednesday, November 25, 1981)。

(23) この論争は「アジアからの移民に対して積極的な姿勢をみせようとする」「移民・人種問題省(the Department of Immigration and Ethnic Affairs)」の大臣マクファーおよび次官マクナマラーと、「雇用・青年問題省(the Department of Employment and Youth Affairs)」の大臣「イナート」の間に生じたものである。前者が移民熟練技術者の導入を、後者が若者の教育・訓練の充実を主張し、安易な移民政策を批判している(*Sydney Morning Herald*, November 25, December 3, 1980, *Australian*, December 2, 1980)。

(24) 最近のオーストラリア人の移民と白人・移民・難民への基本的態度をナショナル・タイムズ(National Times, September 13 to 19, 1981)の調査(the Survival of White Australia)からまとめると以下のようにならう。オーストラリア人の四九パーセントは、率直に「人種差別圏」であると認め(四六パーセントは否定)、四八パーセントの人が連邦政府によるアジア人の移民は多すぎると感じ(三六パーセントは適当と考えている)、オーストラリアの人種構成は、英語国民を中心にと考える者が五五パーセント(ヨーロッパ人中心一三パーセント、混合人種・文化一三〇パーセント)を占めている。そして二二パーセントのオーストラリア人は、不熟練労働者の仕事を彼らアジア人に行うばわれるだろうという不安を示す(一九パーセントは何の心配もないと考えているが、他は何らかの形で問題の発生を憂慮している)と同時に、四五パーセントの人が人種間緊張が増えると考えている。もつとも、一〇年前に比べると、人種間緊張発生を予測する人は二〇パーセント減少し、近年では若者(二五才以下)及び非英語国民系移民を中心に多元文化社会への期待(それぞれ六五パーセント、そして七五パーセント)も増え、アジア人移民に対する状況も好転している。しかし、失業率の高さを考えると楽観は出来ないと考えるべきであろう(p. 28—29)。

- (25) この問題は、移民・人種問題省大臣マクフライと労働党党首ヘイデンの論争として、八一年の八月から九月にかけて新聞で報道されたものである。なお、こうした論争が続いている時、ダーウィンにインドシナ難民と詐称したタイ・ヴェトナム人の難民船が到着し人々の注目をあびた。結局、経済的難民であると判断され大半が強制送還された。マクフライとヘイデンの論争の要約は以下参照 (*National Times*, September 20, pp. 1-20.)。
- (26) 同化政策の限界が認識されはじめたのは一九六〇年代の中頃からであると考えられるが、同化政策を不適当とし、文化の多元性を容認しようとする多元文化主義を政府、野党が積極的に支持し始めたのは一九七〇年代の中頃である。一九七五年八月、自由・国民党地方党連合政権が文化の多元性を承認し、一九七七年、労働党は、多言語教育を歓迎するという声明を発表している (Martin, [1978] p. 27 及び APIC・AELC, 1979, p. 11.)。
- (27) こうした移民に対する社会学的研究が開始されたのは一九六〇年代後半とされているが、オーストラリア人の新移民への対応なら対策の水準、あるいはそれらの基礎となる移民問題への認識は、いまだ不十分なものであると同時に、移民側の態度・価値もその原因となつてることが指摘されている。(Martin [1978] & [1981].)。
- (28) 関税を中心とする産業保護・助成策は従来「関税審議会 (the Tariff Board)」が行なつていたが、一九七四年より「産業助成委員会 (the Industry Assistance Commission)」に改組・拡大され、一九七〇年代中頃より本格的な検討を行なうための公聴会等を行なつているが、現情は「委員会の政策答申は十分政府によつて採用されているとはいえないようである。この二つの組織の構造・活動については以下参照、谷口 [一九七五及び一九七六]。
- (29) 公正賃金比率とは次のように定義されている。「この教義 (doctrine) は、委員会によつて次のように意味づけられる。異つた企業あるいは産業で働く雇用者でも同じ仕事をしているものは、どの点からみても同じ額の賃金を、その企業ないしは産業の支払い能力と関係なく受けとるべきである (Engineering Oil Industry Case 1970)」(引用は Plozman, Deery & Fisher [1980] pp. 296-297)。<sup>2)</sup> 同じ職種あるいは同等労働価値職種の間に差が出来るというには、他方で、異職種間の賃金格差がくずれるという点でもあり、労働者は賃金格差の維持を求めて運動を起す必要がある。基本賃金概念が廃止される一九六七年までに、基本賃金の支払われる最低のシラスから専門職まで三三〇職種の間在五段階の賃金比率 (Wage Relatives) が出来あがつていたとされる。これはまた威信の格差体系でもあるので労働者は敏感にならざるを得ない (Plozman et al. [1980] pp. 293-296.)。
- (30) 保守党政府は「より協力的な関係をつくるために、企業別組合 (company unions or enterprise unions) 方式の導入を提案。これは、労働争議の増大と賃上げ要求の高さ、また組合同士の紛争に業を煮やした政府の苦肉の策であるが、労働組合・経営者とも本気で取り扱っていないようである。政府は企業別組合を土台とした集団交渉方式を考えているようだ。政府の本音は労働組合の弱体化である。この点については *Australian Financial Review*, March 19, 1982, the Union Wars 3 を参照。
- (31) シナン半島出兵は「保守党および野党党首の態度は以下参照。保守党党首 M・フレイザー、'Australia and the Middle East by Malcolm Fraser,' *Sydney Morning Herald* November 6, 1981。野党党首 G・キーン、'Australia and the Middle East by Bill Hayden,' *Sydney Morning Herald*, November 11, 1981。ナン半島出兵は「一〇月二二日と政府内では決定したが (Sydney Morning Herald, October 23, 1981)。

(32) 一九八一年の暮までに決定されるであろう自動車保護政策への政府の態度に大きな影響力を与えるため、G M H自動車会社と労働組合は協力しつつ各新聞に保護政策の撤廃反対の全面広告を出した。めつたなことでは協力しない二つのグループの協力には人々の注目を引いた。自動車業界は、保護緩和への警告として、組立工場、部品メーカーあわせて二〇万人の仕事が奪われると宣伝を続けた (*Australian*, August 27, 1981)。

(33) 連邦政府は、大学教育における授業料免除の現行制度を廃止し年額千五百—二千ドルほどの授業料復活と教育予算カットを予定し、現国会(八一年—八二年)で大論議を呼んでいる。現在は、私費海外留学生、大学院がすでに授業料を支払わねばならなくなっている。

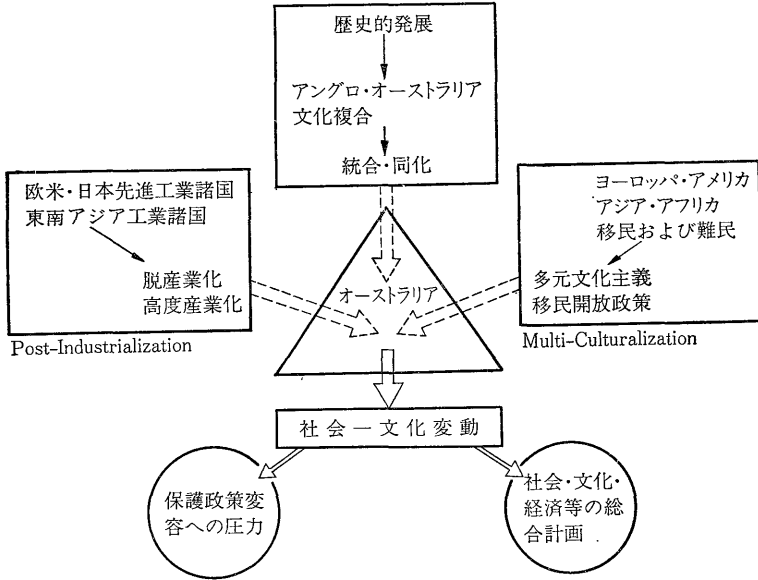
(34) 一九八一年二月下旬、自動車産業の保護政策に対する政府の態度は、輸出指向をめざす点で進展がみられたが、全体として高度保護政策を維持するものであった。その決定の際、政府内・保守党内でも意見が分かれたが、国防的観点から保護を訴えた国防大臣の意見も大きく作用したと報告されている。これらの問題については、一九八一年二月二日の各紙及び *National Times*, December 27—January 2, 1982, p.3 を参照された。

## 〔六〕 あとがき——オーストラリアの課題

本研究において大まかな歴史的把握とともに今日のオーストラリアの社会問題のいくつかが示された。今までの議論を手短かに要約しつつオーストラリアの社会変動の基本的枠組を提示して本研究を閉じたいと思う。

一七八八年から一八三〇年代にかけて、オーストラリアは一般植民地として発展する基盤を整え、その後、羊毛輸出産業及びゴールド・ラッシュを梃として国内工業の発展をみた。長期的好景気のもと群を抜く生活水準を達成したが、一八九〇年代の大不況を転機として、この生活水準を防衛・保護するための様々な政策が完成した。一九〇一年の連邦結成によりその枠組がオーストラリア全体にあてはめられた。それらの政策は、(一)国防政策、(二)保護貿易・産業助成策、(三)強制仲裁制度、(四)移民制限(白豪主義)政策であった。これらの政策は、高い生活水準を維持・防衛するとともに、誉高き大英帝国の臣民としてイギリス文明を頂点とするヨーロッパ文明を世界の地の果てである対蹠地に移植することであった。そのためには、アジア・南太平洋の劣等民族による全ての脅威を取り除く必要があり、移民制限を中心とする白豪政策が正当化され、アジアへの鎖国を維持してきたのであった。

第 6-1 図 現代オーストラリアの社会変動基本図式



オーストラリアの歴史的發展と現代の諸問題 (三・完)

六〇 ( 六〇 )

しかし、第二次大戦後、とくに一九六〇年代、七〇年代になると、オーストラリアが経済・政治・軍事面において英国から遠のき米国との関連を強める一方、太平洋国家としての自覚に目ざめ日本・東南アジアとの関連を深めるようになると、従来の保護・防衛政策の廃棄・見直しを必要とするようになった。これが今日のオーストラリアといえるだろう。

今日のオーストラリアが直面している問題は、長いアジアに対する鎖国政策から開国政策に転換したあとの加速化する国際関係の変化に対応するための社会—文化変動 (Socio-cultural change) に直面しているということである。その変動の原動力は二つある。第一は、非英語国民 (ヨーロッパ・アジア人を中心とする) の移民増加による多元文化主義化 (multi-culturalization) であり、第二は、アジアの工業化諸国・先進工業諸国との国際競争への対応のための高度産業化社会 (Post-industrialization) への変化の圧力であろう。すなわちオーストラリアが長い時間をかけて作りあげてきた伝統的アングロ・オーストラリア文化が動揺を経験しているといえるのである (第6—1図)。その変化の衝撃は、下層社会に停留し、その後、

世代内・世代間の社会移動を通して上層へと進む移民の移動パターンに従つて、下層から上層へと進んで行く。この変化は、個々の社会的組織においても同様である。むしろ英語をあくまでも基本とするオーストラリア故に、アングロ・オーストラリア文化の持つ同化能力を軽視することは出来ない。しかし、脱産業化・高度産業化への衝撃は、こうした移民をも含んで更に大きな社会変動をもたらすに違いない。

ところで、問題の解決はむろんのこと大変難かしい。それは単に、社会変動の衝撃力が巨大なものであるということだけでなく、従来の消極的な、すなわち生活防衛・現状維持を強調しすぎ新しい環境変化に対応しきれなくなつた保護・防衛政策とそれを支えてきたオーストラリアの伝統的文化とが密接に結びついて社会的・文化的拘束力として機能し、変動への抵抗力を形成するからである。それ故に、本稿に示された諸問題は、オーストラリア人の歴史的で消極的な保護・防衛意識の体質と深く絡み合い、一朝一夕に解決策を求めるとか変化を期待するのは非現実的である。しかし、多元文化主義化及び脱工業化への積極的な転換・挑戦と、その結果による大きな衝撃そのものの着実な理解とともに、社会・文化変動の効果的な制御をしていくための総合的な政策を立案・実行するためには、かつてのスクウォッター達あるいは第一次世界大戦時のアングラック兵士の如き勇気と不断の努力は忘れてはならないことも確かである。これらの解決が、建国二百年を迎え、更に発展をめざそうとするオーストラリアの大きな課題である。

④ 引用文献リストは第五五巻第一一号末尾参照のこと。

本研究は、豪日交流基金の援助による。記して感謝したい。